平成２３年（フ）第１４６号
千葉県四街道市大日288番地６
債務者　和田　正枝
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１６７号
千葉県印西市高花６丁目26番地15
債務者　中ノ子将隆
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１７１号
千葉県四街道市旭ケ丘３丁目13番16号
債務者　仲　ハツヱ
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１７６号
千葉県白井市冨士141番地の38
債務者　新谷　珠翠
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１７９号
千葉県八街市八街へ199番地　井口方、住民票上の住所千葉県八街市富山1314番地3343
債務者　山本　良美
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２００号
千葉県白井市冨士124番地の213
債務者　下舘　順子
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２２６号
静岡県沼津市今沢443番地の１　サンコーポラス今沢２―402、前住所静岡県熱海市清水町６番15号　801
債務者　齊藤　利行
１　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２３６号
静岡県駿東郡清水町徳倉1605番地の32
債務者　鈴木　清身
１　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６３号
名古屋市中川区上高畑２丁目143番地　上高畑スカイマンションⅡ204号
債務者　田畑　貴生
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３５９号
名古屋市緑区桃山４丁目121番地　久納ビル402号
債務者　辻　　広子（旧姓小野）
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８５号
愛知県岡崎市渡町字大榎93番地
債務者　杉浦　敏幸
１　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
滋賀県長浜市平方町868番地１
債務者　渡邉　榮子
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
岡山県倉敷市大島75番地４　高橋アパート
債務者　和気　戦二
１　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
茨城県石岡市旭台２丁目15番26号
債務者　栗原みどり
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１８１号
茨城県土浦市霞ケ岡町１番11号
債務者　中村美智子
１　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６１号
大阪府富田林市常盤町12番４号
債務者　武本　博幸
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
堺市堺区六条通３番１号、前住所堺市堺区一条通11番32号
債務者　カタギリ衣裳店こと　片桐　正章
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
堺市堺区六条通３番１号、前住所堺市堺区一条通11番32号
債務者　片桐　明子
１　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係